

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C部における資格喪失日に係る記録を昭和30年7月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和33年11月21日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月30日から同年7月1日まで
② 昭和33年11月21日から34年10月1日まで
B共済会に職歴を照会したところ、昭和30年3月15日から46年5月20日まで継続して勤務していたとの回答を受けた。申立期間①については、A株式会社C部からD株式会社へ異動した時期であり、申立期間②については、E株式会社F部からA株式会社G工場へ異動した時期であるが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。いずれの期間も継続して勤務しており、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B株式会社が保管する人事記録、雇用保険の記録

及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間①において、A株式会社及び関連会社であるD株式会社に継続して勤務し（A株式会社C部からD株式会社に移籍）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年7月1日である上、当時の同僚は、申立人は申立期間①において、A株式会社C部に勤務していた旨を供述していることから同日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C部における昭和30年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関連資料が保管されていないため、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和30年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、B株式会社が保管する人事記録、雇用保険の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間②においてE株式会社及び関連会社であるA株式会社に継続して勤務し（E株式会社F部からA株式会社G工場に移籍）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、E株式会社F部は昭和33年11月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の同僚は、申立期間②において申立人は、A株式会社G工場に勤務していた旨を供述していることから同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和34年10月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月30日から同年5月1日まで

申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっているが、昭和40年5月1日にA株式会社本社から同社C工場に転勤しており、空白は無いので、調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和40年5月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和40年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、昭和40年4月30日を資格喪失日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行った

ものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月26日から同年8月1日まで

申立期間について、オンライン記録では厚生年金保険に未加入となっているが、この間は、A株式会社からその事業を承継したB株式会社（現在は、C株式会社）に異動となった時期であり継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA株式会社から関連会社であるB株式会社に継続して勤務し（昭和46年8月1日にA株式会社からB株式会社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和46年6月の社会保険事務所（当時）の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主が亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であり、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 1 日から 61 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社で勤務していた期間のうち、昭和 59 年 11 月から 61 年 2 月までの加入記録が無いことが分かった。雇用保険も 59 年 11 月からの加入になっているので、同社に同月から勤務していたことは間違いない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の供述により、申立人が申立期間当時にA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社に照会を行ったところ、同社に保管されている申立期間当時の従業員台帳に申立人の氏名は記載されておらず、ほかに給与台帳等の資料が保管されていないことから、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料控除については不明である旨を回答している。

また、同社の総務担当者は「毎月、厚生年金保険料の納付額と給与からの控除額を突合しており、厚生年金保険に未加入の期間について保険料を控除することはあり得ない。」と述べている。

さらに、申立期間当時から在職しているA株式会社の前任の代表取締役
に照会を行ったところ、申立人が勤務していたことについては記憶しているものの、厚生年金保険の取扱い等については不明である旨を回答していることから、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

加えて、複数の元従業員に照会した結果においても、申立人に係る給与からの厚生年金保険料控除について確認できる具体的な資料及び供述を得ることができない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得年月日は昭和61年3月1日と記録されており、資格取得日の訂正等はなく、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2920 (事案 73 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 10 月 25 日から 29 年 3 月 1 日まで
② 昭和 30 年 3 月 29 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 5 月 25 日から同年 9 月 26 日まで

前回申立時に A 株式会社で勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③について訂正不要と決定されたが、当該期間については、引き続き同社に勤務しており、加入記録が無いことは納得できない。登録原票記載事項証明書に記載された居住地が同社の所在地と同じであることは同社に住み込みで勤務していたことの証明になるので、再度申立てをす

第 3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、i) A 株式会社には、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料が保管されておらず、事業所の関係者等の供述においても申立期間の一部を除いて勤務実態が確認できないこと、ii) 申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料控除について確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は今回の申立てにおいて、登録原票記載事項証明書に記載された申立期間当時における旧居住地が A 株式会社の所在地と同一であることから、申立期間①、②及び③を通じて同社に住み込みで勤務しており、当該勤務期間を厚生年金保険の加入期間として認めるべき旨を主張している。

そこで、今回の再申立てを踏まえ、申立人から提出された登録原票記載

事項証明書について確認を行ったところ、当該証明書の旧居住地欄に記載された昭和 27 年 10 月 25 日から 36 年 9 月 26 日までの居住地が当時の A 株式会社の本社及び工場の所在地と一致していることが確認できる。

また、現在の A 株式会社の事業主も、申立期間当時、住み込みの従業員がいたことを認めている上、同社に昭和 28 年頃から 38 年 2 月まで勤務した同僚は、申立人は自分より先に入社し、36 年頃まで退職することなく勤務していた旨を述べていることから、申立人が申立期間①、②及び③において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 株式会社は、「申立期間当時の人事記録や賃金台帳等の資料は全く保管しておらず、申立期間当時の従業員は一人も残っていない。」と回答していることから、申立期間①、②及び③における申立人の給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立期間①、②及び③当時の同僚に照会を行った結果においても、申立人の給与からの厚生年金保険料控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。